



不妊治療費と 不育症医療費の助成

【問合せ】保健課

☎773-6811

不妊治療費の助成

市では特定不妊治療（体外受精と顕微授精）と人工授精の治療を受けた人を対象に、不妊治療費を助成しています。

対象者（すべてに該当）

- ・不妊治療でなければ、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された
- ・治療期間と申請日において夫婦のいずれかが市内に住所がある
- ・妻の年齢が、1回の治療開始日において満43歳未満

対象となる治療

夫婦間で行われる保険診療適用外の治療

※凍結された受精卵などの保存料、文書料などは対象外

助成内容

① 特定不妊治療

1回の治療で上限13万円。通算6回（今まで受けた助成回数を含む）まで。年間回数制限はありません。

※新潟県の助成と市の助成を併せて受けることができます

す（県の助成額を控除した額を費用額として算定）

② 人工授精

1年度1回で、申請1回につき上限3万円。通算2回まで（県の助成はありません）

必要書類

- ① 不妊治療費助成事業申請書
- ② 不妊治療費助成事業受診等証明書

※新潟県にも助成の申請をする人は、県に申請した証明書の写しで申請できます（新たな市申請用の証明書の作成は不要）

- ③ 医療機関発行の領収書・診療明細書原本

不育症医療費の助成

不育症治療を受けた人を対象に、医療費を助成します。

不育症とは

妊娠しても、流産、死産を繰り返す状態をいいます。

対象者（すべてに該当）

- ・新潟県内の医療機関で不育症と診断され、治療の必要が認められた
- ・治療期間と申請日において、夫婦のいずれかが市内に住所がある

・妻の年齢が、1回の治療開始日において満43歳未満

対象となる医療費

医療機関で受けた保険診療適用外の検査費と治療費 ※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料は対象外

助成内容

1回の治療で上限10万円。助成回数に制限はありません。

必要書類

- ・不育症医療費助成事業申請書
- ・不育症医療費受診等証明書
- ・医療機関発行の領収書・診療明細書原本

共通事項

申請方法

治療終了後、必要書類を保健課に提出してください。不妊治療の助成申請は、大和・塩沢市民センターでも受け付けます。

※申請書は、保健課、大和・塩沢市民センターまで（市ウェブサイトでダウンロード可）

新潟県不妊専門相談センター

新潟県不妊専門相談センターでは、不妊や不育症などに悩む人の個別相談に応じています。気軽にご利用ください。

に悩む人の個別相談に応じています。気軽にご利用ください。

会場・相談担当者

新潟大学歯学部総合病院
〔新潟市中央区旭町通〕・産婦人科医師

面接相談・電話相談日

日時 毎週火曜日

午後3時～5時（要予約）

問合せ・予約

新潟大学医学部産科婦人科学教室

☎025-225-2184

（月）金曜日 午前10時～

午後4時）

相談料 無料

メール相談

sodan@med.nigata-u.ac.jp

わが子の自立を願う家族の集い

【問合せ・申込み】

子ども・若者育成支援センター

☎773-6611

当事者家族同士の話し合いが中心の「家族の集い」を開催します。

高等学校不登校、ニート、ひきこもりに悩み、就学や就労にとまどう若者を家族として理解し、支えるために、一緒に考えてみませんか？

今回は、ひきこもり支援や家族支援を研究している齋藤まさ子さんがアドバイザーとして参加します。齋藤さんを囲んで語り合しましょう。

日時 9月28日(土)

午後1時30分～4時

会場 子ども・若者育成支援センター

対象 市内在住の義務教育終了、39歳の困難を抱えた若者の家族

アドバイザー 齋藤まさ子さん（新潟青陵大学教授）

申込み 前日までに、電話でお申し込みください。

費用 100円

（お茶代を実費負担）

